

公募型プロポーザル方式による 公有地売却のご案内

旧光市立光総合病院跡地売却に係る
公募型プロポーザル募集要項

令和8年10月6日

光市病院局

《 目 次 》

1	公募のご案内	1
2	物件の概要	1
3	売却条件	2
4	プロポーザルに関する事項	4
5	公募型プロポーザル方式による本件用地売払いの流れ	6
6	事務局	7
7	募集手続き	7
8	資格審査及び提案の選考	11
9	契約の締結	13
10	売買代金の支払・引渡し・所有権移転登記	13

1 公募のご案内

旧光市立光総合病院跡地（以下、「本件用地」という。）は、令和元年５月に光市立光総合病院（以下、「光総合病院」という。）が移転新築後、令和７年６月に旧病院建物の解体整理が完了したもので、ＪＲ光駅から南東方向へ約５５０メートル（道路距離）、日本の白砂青松１００選に選ばれている虹ヶ浜海岸まで約２００メートルという優れた立地条件を有しています。

また、本件用地を含む光駅周辺は、光市立地適正化計画において、市の玄関口として市内外の人々が訪れ、にぎわいと活気のある魅力的な都市拠点形成する都市機能誘導区域に位置づけられ、都市機能の維持・誘導を図ることとしています。

このため、本件用地の所有者である光市病院局では、光市との協議を踏まえ、事業提案と価格の双方を評価する公募型プロポーザル方式により、本件用地に適した活用を提案する事業者売却することとしました。

2 物件の概要

地番	光市虹ヶ浜二丁目７番１、光市虹ヶ浜二丁目７番２
地目	宅地
地積	10,509.51㎡ (内訳) ７番１：8,158.30㎡、７番２：2,351.21㎡
都市計画区域	周南都市計画区域（区域区分有：市街化区域）
用途地域	第一種住居地域
建ぺい率	60％
容積率	200％
詳細	別紙「物件説明書」のとおり

(位置図)



3 売却条件

(1) 最低売却価格 256,000,000円

※ 最低売却価格は、一定の手法により既知の地下埋設物の撤去費用を考慮しています。

※ 提出された売買希望価格が、最低売却価格未満である場合、失格とします。

(2) 売却物件について

本件用地は、現状有姿のまま売買契約を締結した事業者（以下、「契約事業者」という。）にこれを買受けていただきます。地上・地下工作物等（側溝、コンクリート舗装など）の補修や撤去などは、光市病院局では行いません。本件用地についての現地及び周辺環境の状況は、必ずこのプロポーザルに参加しようとする者自身で確認してください。

(3) 用途指定及び譲渡等の制限

ア 本プロポーザルにおける提案事業に係る工事への着手は、契約締結日から起算して5年以内に開始してください。ただし、光市病院局及び光市（以下、「光市等」という。）の承認を得た場合を除きます。

イ 契約締結日から起算して10年を経過する日までの間、提案された事業計画に基づく施設用途の変更及び第三者への譲渡等を禁止します。ただし、光市等の承認を得た場合を除きます。

(4) 公序良俗に反する使用の禁止

契約事業者は、契約締結日から起算して10年を経過する日までの間、売買物を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用してはなりません。

(5) 風俗営業等の禁止

契約事業者は、契約締結日から起算して10年を経過する日までの間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用してはなりません。

(6) 実地調査等

光市等は、契約事業者に対しその業務又は資産の状況等に関して質問し、実地に調査し、又は所要の報告若しくは資料の提出を求めることができ、契約事業者は、光市等の調査に協力しなければなりません。

(7) 違約金

光市病院局は、契約事業者により上記(3)から(6)までの義務違反があった場合、それぞれ次のとおり違約金を請求することができるものとします。契約事業者は、光市病院局から請求があった場合、これを支払わなければなりません。

ア (3)から(5)に係る義務違反

売買代金の100分の30に相当する額

イ (6)に係る義務違反

売買代金の100分の10に相当する額

(8) 契約不適合責任

本件用地は、病院用地として利用されていた土地であり、建物解体整理工事の際に発見し物件説明書に記載の埋設物等以外にも、埋設物等が存在している可能性があります。光市病院局では本件用地の土壌汚染調査、支持地盤調査、地下埋設物調査等は実施していません。

売買契約締結後に、本件用地に数量の不足又は契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとします。

(9) 契約の解除及び損害賠償

光市病院局は、契約事業者が売却条件に定める義務を履行しないときは、催告なしに契約を解除することができるものとします。また、契約事業者が、売却条件に定める義務を履行せず、光市病院局に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

(10) 既存建築物等の解体撤去工事における遵守事項

ア 既存建築物等の解体工事手法及び重機、資材、廃棄物等の運搬、搬入・搬出、処分等については、各種関係法令等を遵守すること。

イ 施設への重機、資材、廃棄物等の運搬、搬入・搬出等に当たっては、事前に関係機関と十分協議することとし、周辺道路をはじめ、これらの運搬車両が通過する沿道地域に対する騒音、振動、砂埃等による悪影響を及ぼすことのないよう十分に配慮すること。

ウ 作業期間中は、周辺住民や前面道路の通行人の安全の確保及びプライバシーの確保に配慮すること。

エ 周辺住民等に対し、できるだけ早い時期に、住民説明やチラシの配布等により建設・解体工事に係る計画内容を十分説明するとともに、作業において周辺住民等から苦情等が寄せられた場合は、誠意をもって紛争等の解決に努めること。

オ 解体撤去工事を第三者に請け負わせる場合には、当該請負業者に対し事業計画に定める内容について、十分に理解・遵守させること。

(11) その他

ア 事業の運営等に当たっては、法令等を遵守してください。

イ 関係法令の適合に関しては、光市都市政策部都市政策課都市計画係その他の関係各課への事前相談を必ず行ってください。

4 プロポーザルに関する事項

(1) 本件用地の活用に当たっての基本的な考え方

本件用地は、市の玄関口であるＪＲ光駅周辺に位置し、本市の貴重な景観・観光資源である白砂青松の虹ヶ浜海岸浴場にも近接するなど、優れた立地条件を有しています。

このポテンシャルを最大限に活かした事業が展開され、にぎわいと活気のある都市拠点づくりの形成に寄与するとともに、将来にわたって持続可能な安定した事業提案を求めるものとします。

このため、光市立地適正化計画において当該区域（光駅～島田市）に誘導すべき機能を有する施設（次頁参照）のうち、光駅周辺に立地を誘導すべきとする次の施設に係る事業提案を求めるものとします。

ア 事業提案を求める施設

(ア) 大規模小売店舗

大型・複合型商業施設、飲食店、食料品店などの機能を有する施設

(イ) 専修学校・各種学校

教育施設のうち専修学校等の施設

(ウ) 交流施設

市民や来光者が交流できる機能を有する施設

(エ) 観光案内施設

観光案内所、地産物等販売所、宿泊施設など来光者をもてなし受け入れる機能を有する施設

イ 事業提案に当たっての注意事項

(ア) 本件用地の事業提案には、上記アのいずれかの事業が含まれていることが必須条件となります。複数の用途を組み合わせた複合施設による提案の場合も含め、提案内容に上記アに掲げる誘導施設以外の用途が含まれている場合は、失格とします。

(イ) 本件用地の用途区域により、建築物に制限が生じることを理由に十分な事業提案が行うことができないと考える場合は、本件用地の所有権取得後に都市計画提案制度の活用を視野に入れた提案を行うことができます。ただし、都市計画提案制度は、その提案が必ずしも認められるものとは限りません。

■誘導施設

求められる機能		立地状況等	誘導施設	
医療	医療施設	- 救急告示病院が島田市に立地 - 周辺住民の生活を支える<u>高次の医療サービスの維持</u>が求められる	病院	維持
	大型・複合型商業施設	- 複数の大規模小売店舗が立地 - 市民アンケートにみる商業機能のニーズは高い <u>光駅周辺に、流入・定住を促進し、にぎわいを創出するとともに、経済波及による地域活性化が期待できる、大規模小売店舗の誘導</u>が求められる - その他の区域においては、周辺住民の生活を支える<u>商業施設の維持</u>が求められる	大規模小売店舗	新規・維持
商業	飲食店、個性ある店舗			
	食料品店			
子育て	こどもの遊び空間	- 市内最大規模の保育所・幼稚園が立地 - 子育て世代の流入・定住促進のため、<u>光駅周辺にこどもの遊び空間の確保</u>が求められる	—	
	保育施設等			
教育	教育施設	- 光丘高等学校の跡地には、浅江中学校が移転（令和8年度（2026年度）当初の供用開始）を予定している - 若者の流入・定住を促進し活力を創出するため、<u>専修学校等の誘導</u>が求められる	専修学校各種学校	新規
文化交流	交流促進空間・施設	- 市民ホールや生涯学習センターが島田市に立地 - 文化交流機能の維持に加えて、市の玄関口である<u>光駅周辺に市民や来光者が交流できる施設の誘導</u>が求められる	交流施設	新規・維持
	娯楽空間	映画館等の人を呼び込む施設が考えられるが、市民アンケートにみる遊戯・娯楽施設の重要度は高くない	—	
	虹ヶ浜と一体感のある空間	特性を活かした魅力ある都市空間が求められる	—	
	観光案内所、地産物等販売所、宿泊施設	白砂青松の虹ヶ浜海岸に近接する市の玄関口の<u>光駅周辺に、来光者をもてなし、受け入れる機能の誘導</u>が求められる	観光案内施設	新規
行政	行政施設	- 国道188号沿線に出張所が立地 - 証明書コンビニ交付サービスの実施	—	
交通	アクセスしやすい交通環境	- 公共交通によるアクセス性や交通結節機能、地区内回遊のための交通手段などが求められる - 光駅周辺地区拠点整備事業等において、具体の施策を検討中	—	
	交通結節機能			
	地区内回遊のための交通手段			

【出典】 光市立地適正化計画

<https://www.city.hikari.lg.jp/soshiki/11/seisaku/toshikeikaku/rittiteki-seika/index.html>

(2) プロポーザル審査基準

次の各項目に基づき1人当たりの配点の合計を最高100点とし、旧光市立光総合病院跡地売却事業者選定委員会の各委員の評価点の合計により算出します。

区分	審査項目	審査の視点	配点
提案 評価	事業コンセプト	・ 現状、地域課題の分析 ・ 基本理念、特色	10
	事業実施内容等	・ 地域振興、地域活性化への効果 ・ 土地や地域との整合性 ・ 周辺環境や地域への配慮 ・ 市内事業者の活用、市民の雇用創出	30
	事業実現性	・ 事業スケジュール ・ 実施体制 ・ 計画の具体性、実現性	15
	事業遂行能力	・ 事業費の妥当性 ・ 資金調達、資金計画 ・ 事業運営の持続性	15
価格 評価	(提案価格÷最高提案価格) × 30点		30
合 計			100

※ 各委員の評価点の平均が60点未満の場合は失格とします。

5 公募型プロポーザル方式による本件用地売却の流れ

項目	日程等
募集要項等の公表、交付	令和8年10月6日(火)から 同年11月9日(月)まで
質問事項受付期間	令和8年10月6日(火)から 同年10月26日(月)まで
質問事項回答期限	令和8年10月29日(木)
参加表明書及び提出書類の受付期間	令和8年10月6日(火)から 同年11月9日(月)まで
参加資格審査結果通知	令和8年11月12日(木)まで
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和8年11月30日(月) (予定)
審査結果通知 (優先交渉権者の特定)	令和8年12月上旬 (予定)
売買契約締結	令和8年12月下旬 (予定)
売買代金納付	令和9年 2月中旬 (予定)
引渡し、所有権移転登記	令和9年 2月下旬 (予定)

※ 上記スケジュールは変更となる場合があります。変更があった場合、別途お知らせします。

6 事務局

光市病院局 光市立光総合病院 総務課

〒743-8561 山口県光市光ヶ丘6番1号

TEL 0833-72-1000

FAX 0833-72-6018

メールアドレス hkr-gyoumu@hospital.city.hikari.lg.jp

ホームページ <https://hikari-hosp.jp/>

7 募集手続き

(1) 応募資格

応募をしようとする事業者（以下「応募事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすこと

ア 日本国の法律に基づき設立され、国内に本店（又は主たる事務所）を有する法人であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、光市における一般競争入札の参加資格を制限されていない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けた者（確定したものに限る。）は、この限りでない。

エ 公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、光市若しくは他の地方公共団体又は国から競争入札に係る指名停止措置を受けている者でないこと。

オ 次のいずれかに該当すると認められる者であって、その事実があった後3年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用するものでないこと。

（ア） 光市病院局との契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（イ） 光市病院局の行う競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

（ウ） 光市病院局の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は光市病院局との契約者が契約を履行することを妨げた者

（エ） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（オ） 正当な理由なく、光市病院局との契約を履行しなかった者

（カ） （ア）から（オ）までのいずれかに該当する事実があった後、3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用

した者

カ 令和8年1月1日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、国税及び地方税を滞納している者でないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

【共同事業体による参加の場合】

応募に当たっては、複数の法人で構成される共同事業体による参加を可とします。その場合、売却物件の所有者となる構成員から代表となる法人（以下「代表法人」という。）を1者に定め、代表法人が光市病院局と事務対応を行うこととします。

代表法人と共同事業体構成員とが共有で本件用地を買い受けることは可とします。

共同事業体による参加の場合、前記ア～キについて全ての構成員がそれぞれ要件を満たしていることが必要です。

（2） 応募資格の基準日

応募資格の基準日は、応募事業者から提出された書類（以下「応募書類」という。）の提出日とします。ただし、応募資格確認後から契約事業者の決定日までに応募事業者の備えるべき要件を欠く事態が生じたときは、失格とします。

（3） 応募に関する留意事項

ア 応募事業者は、参加表明書の提出をもって募集要項等の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とします。

ウ 応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は日本円とします。

エ 応募事業者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、光市病院局が必要と認めるときは、募集要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用するものとします。

なお、選定に係る公表等を行う場合には、応募書類の内容の一部を使用する場合があります。

オ 応募書類については、提出書類の受付期間内に限り訂正することができますが、同期間終了後は変更できないものとし、また、その理由のいかんにかかわらず返却しません。ただし、光市等が必要と認めるときは、追加書類の提出を求め、記載内容に関する聞き取り調査を行う場合があります。

カ 光市病院局が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、光市病院局の了承を得るこ

となく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

キ 参加表明書提出日から契約締結日までの間に、次のいずれかに該当するときは失格とします。

(ア) 応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出したとき。

(イ) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

(ウ) 著しく信義に反する行為があったとき。

(4) 募集要項等の公表及び交付

募集要項及び様式集（以下「募集要項等」という。）の交付を次のとおり行います。

ア 期間

令和8年10月6日(火)から同年11月9日(月)まで

イ 交付方法

光総合病院ホームページ (<https://hikari-hosp.jp/>) からダウンロードしてください。窓口での交付は行いません。

(5) 設計図面等の開示

売却物件に関する設計図面等の開示を希望される場合は、前記6の事務局に電話で事前に申込みの上、お越しく下さい。

(6) 現地説明

説明会はありません。敷地外からの見学は自由としますので、直接確認してください。なお、敷地内からの見学を希望される場合は、前記6の事務局にあらかじめご連絡ください。

(7) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等の内容に関する質問は、応募事業者が行うものとし、次のとおり受け付けます。

ア 質問書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、前記6の事務局に電子メール（ファイル添付）又はFAXにより提出してください。

イ 受付期間は、令和8年10月6日(火)から同年10月26日(月)までの日（光市の休日に関する条例（平成16年光市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下、「休日」という。）を除く。）の午前8時15分から午後5時までの間とします。

(8) 募集要項等に関する質問に対する回答

受付を行った質問の回答は、その都度、光総合病院のホームページにおいて公開するものとし、これに掲載した回答は、募集要項等と一体のものとして効力を有するものとします。なお、電話、口頭等での個別対応はしません。

回答期限 令和8年10月29日(木)

(9) 参加表明書及び審査に係る提出書類の受付

応募事業者は、次により提出してください。

ア 提出期間

令和8年10月6日(火)から同年11月9日(月)までの日(休日を除く。)の
午前8時15分から午後5時までの間

イ 提出書類

- (ア) 参加表明書(様式第2号)
- (イ) 構成員調書(様式第3号) ※提出は共同事業体での応募の場合に限る。
- (ウ) 誓約書(様式第4号)
- (エ) 法人(団体)概要調書(様式第5号)
- (オ) 事業提案書(様式第6号)
- (カ) 事業収支計画書(様式第7号)
- (キ) 価格調書(様式第8号)
- (ク) 印鑑証明書(発行日から3箇月以内のもの)
- (ケ) 納税(完納)証明書(発行日から1箇月以内のもの)
- (コ) 法人登記簿謄本(発行日から3箇月以内のもの)
- (サ) 法人定款
- (シ) 決算書
- (ス) その他管理者が審査のため提出を求める書類

※ 提出書類は、【別記1】提出書類一覧表(様式集)を参照すること。

ウ 提出部数

- (ア) 上記の提出書類のうち、(ア)から(ウ)までは正本1部、(エ)から(ス)までは正本1部及び、副本5部とします。
- (イ) 提出書類のうち、(オ)事業提案書及び(カ)事業収支計画書は、下記「オ 提出方法」の(ア)により、ファイルに綴じて提出してください。

エ 提出先

前記6の事務局(光市光ヶ丘6番1号 光市立光総合病院総務課)

オ 提出方法

提出先へ直接持参し、又は郵送すること。ただし、郵送する場合は、送付記録が残る方法によることとし、受付期間中(最終日は午後5時まで)必着とします。

(ア) 事業提案書について

- a 事業提案書(様式第6号)を表紙とし、以降は任意様式としますが、日本産業規格A4判縦方向長辺(A3判はA4判に折込み)とし、ページ番号及び項目ごとにインデックスを付してA4判ファイルに綴じてください。
- b 次の内容を示した提案としてください。

項目	記載内容
事業コンセプト	・現状分析、地域課題の分析

	・事業概要、基本理念、特色など
事業内容全般	・実施体制（共同事業体は構成員の分担計画等） ・事業スケジュール ・過去の類似事業実績 ・施設運営管理計画（組織図等） ・事業継続のための手法 ・景観、環境及び地域への配慮 ・市内事業者の活用、市民の雇用創出
土地利用計画	・土地利用計画（施設イメージ図、パース図等） ・施設平面図、交通、動線計画
資金計画等	・事業収支計画書（様式第7号） ※任意様式も可、事業開始後5年分

(イ) 法人（団体）概要調書については、PR用パンフレットでも可とします。

(ウ) 無効（失格）となる事業提案書

- a 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- b 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出されたもの
- c 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- d 虚偽の内容が記載されているもの
- e 提案内容に光市立地適正化計画における誘導施設に該当しない用途が含まれているとき（複合施設において誘導施設以外の用途が含まれる場合も含む）。

(10) 応募の辞退

応募を辞退する場合は、辞退届（様式第9号）を提出してください。

(11) 資格審査に関する結果の通知

ア 上記の応募事業者参加資格の審査は書類審査とし、会社概要等について評価を行います。

イ 資格審査における選定結果は、応募事業者全員に通知します。

(12) プレゼンテーション及びヒアリング審査

下記の「8 資格審査及び提案の選考」を参照してください。

8 資格審査及び提案の選考

(1) 選定委員会

提出された書類の評価及び優先交渉権者の特定等は、「旧光市立光総合病院跡地売却事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行います。

(2) 審査及び評価の流れ

ア 資格審査

(ア) 選定委員会は、応募書類等により、参加資格を確認審査します。なお、資格不備のときは、失格とします。

(イ) 参加資格の結果を、参加表明書の提出者全員に書面により通知します。

イ プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施

(ア) 資格審査合格者に対し、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施します。詳細は別途通知します。

- ・日時 令和8年11月30日(月)午後2時から(予定)

- ・場所 光市立光総合病院 1階講堂

- ・プレゼンテーション時間

プレゼンテーションとヒアリングを含めて30分程度とします。

(イ) プレゼンテーション及びヒアリング審査を行う順番は、参加表明書の受付順とします。

(ウ) 選定委員会委員は、前記のプロポーザル審査基準の各項目に対し、提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングをもとに応募事業者ごとに審査し、評価点を付けます。

(エ) モニターは備え付けの物を利用可能です。パソコンは各自で持参してください(HDMI ケーブル接続可能)。

ウ その他

(ア) 1法人(団体)当たり、事業責任者を含めた3人以内の出席とし、主に携わる者(主担当者)が説明してください。

(イ) 審査は非公開とし、審査過程及び審査結果の詳細は公表しません。

(ウ) プレゼンテーションは、応募者が1者のみの場合でも実施します。

(エ) 審査の結果、優先交渉権者なしとする場合もあります。

(3) 選定委員、関係職員等との接触禁止

応募事業者は、当該案件に係る公告後、選定委員会委員、関係する光市等の職員と本件提案についての接触(募集要項の公表・交付に関する質問等、正当な行為を除く。)を禁止します。接触の事実が認められた場合には、失格とする場合があります。

(4) 優先交渉権者の特定

選定委員会は、評価点の合計点数が最も高い応募事業者を優先交渉権者として特定します。ただし、合計点数が最も高い応募事業者が2者以上の場合は、次の方法により順位を決定します。

ア 前記のプロポーザル審査基準の区分のうち、提案評価の評価点が高い者を上位とします。

イ アが同点の場合は、審査項目のうち事業実施内容等の評価点が高い者を上位とします。

ウ イが同点の場合は、再度各委員から意見を聴き、順位を決定します。

(5) 審査結果の通知

審査の結果は、応募事業者全員に書面で通知します。

9 契約の締結

(1) 光市病院局は、選定委員会による選定の結果、優先交渉権者とされた者と随意契約の交渉を行います。優先交渉権者が辞退したとき、優先交渉権者が資格要件を欠くと判断されたとき、又は随意契約の交渉が不調となったときは、すべての委員の評価点の平均が60点以上であって、優先交渉権者の次に評価点の高い応募事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結します。

(2) 合意に達した応募事業者は優先交渉権者となった日から起算して60日以内に売買契約を締結していただきます。本契約の当事者は、本件土地の所有者となる者になります。

(3) 売買契約締結時に契約金額の10%以上の契約保証金を納付していただきます。

10 売買代金の支払・引渡し・所有権移転登記

(1) 売買代金は、本契約成立日から、60日以内にお支払いいただきます。

(2) 契約保証金は売買代金に充当しますので、差額を、光市病院局の発行する納入通知書により、所定の金融機関で納入してください（手数料は買受者負担となります。）。

(3) 売買代金の支払が期限までに行われなかった場合には、契約は解除されることがあります。この場合、契約保証金は違約金として光市病院局に帰属します。

(4) 売買代金の支払が完了した後、現地において立会いのうえ境界を確認し、現状有姿のまま土地を引渡します。

(5) 登記手続は買受者の方で行っていただきます。その際に、光市病院局から土地売渡証を交付します。

(6) 所有権移転登記に必要な登録免許税、登記に伴う手数料等の全ての費用は、買受者の負担となります。